

職員の懲戒処分について (拾得物の誤廃棄、文書の偽造等)

令和5年12月28日付で行った懲戒処分について、報告します。

1 対象職員

松戸市教育委員会

生涯学習部 社会教育課 施設担当室 主査 (49歳) 男性

2 処分内容

停職1か月(令和5年12月28日から令和6年1月27日まで)

3 処分事由

地方公務員法第29条第1項第1号

(法令違反があった場合)

地方公務員法第29条第1項第2号

(職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合)

地方公務員法第29条第1項第3号

(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)

地方公務員法第33条

(信用失墜行為の禁止)

4 処分日

令和5年12月28日

5 処分に至る概要

- ・当該職員は松戸市民会館施設内での拾得物を警察に届けず、自宅に持ち帰り、誤廃棄してしまった。
- ・当該職員は所有者からの問い合わせに対し、虚偽の説明をした。
- ・当該職員は事件を上司に報告せず隠すために、文書を偽造した。

6 事故発生年月日

令和5年9月10日 ※市民会館施設内で拾得物が発生した日

7 事件の経過

令和5年9月10日 市民会館施設内で拾得物【PASMO（交通系 IC カード）、パスケース】があった。

令和5年9月29日 拾得物が長く市民会館で保管されていたことから、当該職員が業務後に警察に届けることになった。

当該職員は、警察に届けるべき拾得物を自宅へ持ち帰り、数日間放置し、拾得物を誤廃棄してしまった。

その後、事実の発覚を恐れ、上司や同僚へ紛失の報告を怠るとともに、虚偽の「拾得物金庫保管管理台帳」や「拾得物件預り書」を作成した。さらに、拾得物の所有者からの問い合わせに対しても、虚偽の報告を繰り返した。

令和5年11月10日 当該職員の事件が発覚。松戸市教育委員会として所有者に謝罪。

令和5年12月21日 示談が成立。

8 今後の対策について

① 現金、貴重品の管理体制

貴重品を含めた管理台帳の見直しや貴重品専用の金庫を設ける等、管理体制を改め、管理職及び複数の職員による確認を徹底する。

② 業務マニュアルの作成

誰が見ても分かりやすい業務フローを作成し、職員に周知を図る。

③ 利用者への周知

拾得物に関する施設の対応を館内に掲示し、利用者へ案内する。

④ 本日、職員に対し、教育委員会による「綱紀肅正と服務規律の確保」について

通知を行い、改めて法令を遵守する義務を負う公務員としての自覚を促し、再発防止に努める。

9 教育長（伊藤純一）のコメント

社会教育施設において、拾得物を誤廃棄してしまったことは所有者の方に対し大変申し訳なく思います。さらに、事実を隠すため虚偽の説明をし、文書を偽造したことは、全体の奉仕者である公務員として、ふさわしくない非行であるとともに、自覚に欠けた行為であり、誠に遺憾であります。

市民の皆様には謹んでお詫び申し上げます。

今後、教育委員会として綱紀肅正、服務規律の確保について重大性を認識し、職務に専念するよう全職員に指導、監督してまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356番地 京葉ガスF松戸ビル5階

松戸市教育委員会 生涯学習部 教育総務課

☎047-366-7455 FAX047-366-7455

✉ mckyouikusoumu@city.matsudo.chiba.jp